

鹿 児 島 県 公 報

令 和 3 年 11 月 16 日 (火) 第 261 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 県営土地改良事業の計画の変更 (2件) (農地整備課取扱い) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 1

告 示

鹿児島県告示第1069号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村整備 (集落基盤再編型) (旧: 農村振興総合整備事業 (農村基盤整備)) (農業用排水施設整備, 農道整備及び暗渠排水) 出水西部地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年11月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年11月17日から同年12月15日まで
- 縦覧場所
出水市役所農林水産整備課

鹿児島県告示第1070号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第88条第16項の規定により、土地改良事業県営農地中間管理機構関連農地整備 (区画整理) 柵野地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年11月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年11月17日から同年12月15日まで
- 縦覧場所
さつま町役場耕地林業課

北薩地域振興局告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 3 年 11 月 16 日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
まる	出水市野田町上名5992-2	特定非営利活動法人さぼーとすてーしょん	阿久根市山下961番地	寺園 聡一	令和 3 年 11 月 1 日	就労継続支援 A 型